

令和7年1月26日執行

山形県議会議員補欠選挙

酒田市・飽海郡選挙区

# 選挙公報

山形県選挙管理委員会



## 地域の想いを県政へ繋ぐ。



# 佐藤 よしのり

### 1 農林水産業の振興

農業人材の育成・確保  
土地改良事業等の推進と支援  
安心安全な漁業対策

### 4 産業振興

エネルギー政策の推進  
観光地域づくりに向けた支援  
地域を支える建設企業等への支援

### 2 人口減少・少子高齢化社会における環境整備

子育て応援による地域活性化  
高齢者の生きがい創出  
移住・定住への支援強化

### 5 自然災害につよい県土づくり

河川の改良復旧・流域治水の推進  
雪国の生活の安全確保

### 3 社会基盤整備

酒田港の振興・利用拡大  
庄内空港の運搬拡充・滑走路の延長  
高速道路・地域高規格道路の整備促進

#### プロフィール

昭和50年  
酒田市下市神に生まれる(満49歳)  
平成3年  
酒田市立第五中学校 卒業  
平成6年  
酒田南高等学校 卒業

#### 【略歴】

平成29年11月  
酒田市議会議員 初当選  
令和3年11月～  
総務常任委員会副委員長  
令和5年11月～  
建設経済常任委員会委員長

佐藤  
ひさし  
とともに

# 庄内を大きく前進!



# 佐藤 ひとし

立憲民主党公認

### 安心安全の防災・医療・福祉体制を大きく前進!

- 地域の声で復興と防災、減災対策の徹底
- 持続可能な地域医療の確立
- 障がい者、高齢者等、福祉支援の向上

### 安心して働き続けられる労働環境を大きく前進!

- 安定雇用と所得の向上
- 自分らしく輝ける多様な雇用の確保
- 地元企業の支援充実

### 創造性豊かな地域づくりを大きく前進!

- 更なる酒田港の機能強化と利用拡大
- めざせ世界!鳥海山・飛島ジオパーク
- 飛島振興へ支援拡大
- 東北公益文科大学公立化から更なる機能強化

### 格差のない子育てへ大きく前進!

- 収入に関係なく望む教育が受けられる体制づくり
- 子ども達の可能性を広げられる教育環境
- 地産地消の学校給食、今こそ食育強化

### もっと輝く農林水産業へ大きく前進!

- 持続できる農林水産業へ支援強化
- 新規就業支援、継続した支える体制作り
- 県産品ブランドで、酒田港、庄内空港から世界へ!

### 地域密着の公共サービスへ大きく前進!

- いのちを守る公共サービスを維持、発展
- 医療、衛生、道路、介護、交通、水道、ごみ収集、除雪、学校、保育など地域の皆様にとても近い公共サービスだからこそ、公助を軸に支えあう地域へ

#### プロフィール

1977(昭52)年11月21日生[現在47歳]  
酒田市中野俣(旧平田町)生まれ  
父の病をきっかけに、幼少期から農業に励む

1996年3月 県立松山里仁館高校卒業  
1996年4月 両羽自動車株式会社勤務  
1998年4月 平田町役場入職:技能職(現酒田市役所)

2009年9月 全日本自治団体労働組合(自治労)中央執行委員 青年部長  
2024年1月 酒田市職員労働組合 執行委員長

#### 【地域活動・経歴】

- 南平田小学校PTA会長 ●鶴岡高専後援会副会長
- 酒田市消防団第29分団第1部第2班班長
- 庄内ひらた目ん玉まつり実行委員長 ●中里生産組合長

# 投票日 1月26日(日) 午前7時から 午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などでご確認ください。)

## 期日前投票期間 1月18日(土)から1月25日(土)まで

## 期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などでご確認ください。)

みんなで行こう。明るい選挙。



# 山形県議会議員補欠選挙 (酒田市・飽海郡選挙区)

**投票日** 1月26日(日) 午前7時から  
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などをご確認ください。)

**期日前投票期間** 1月18日(土)から1月25日(土)まで

**期日前投票時間** 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などをご確認ください。)

## ◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

## ◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、ご本人と確認できれば投票することができます。

## ◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ていただければ「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

